

平成十八年六月九日提出
質問第三二二五号

国家公務員の一括採用、一括管理システム、天下り等に関する質問主意書

提出者 江田 憲 司

325

国家公務員の一括採用、一括管理システム、天下り等に関する質問主意書

公務員制度改革の一環として、以下の課題について質問する。

一 「人材の一括管理システムの導入」についての現在の検討状況及び進捗如何。いつまでに実現するか。また、政府内の担当部署はどこか。

(参考)

・行政改革会議最終報告(平成九年十二月三日)

V 公務員制度の改革

2 主要な改革の視点と方向

(2) 新たな人材の一括管理システムの導入

省庁再編の機会をとらえ、基本的には人材の一括管理の方向に向けて踏み出すこととすべきである。

① 事務系、技術系を問わず、課長など一定の職以上の職員について、政府全体として一括管理を行うべきである。

② 一括管理の在り方については、当面、公務員制度調査会の意見（平成九年十一月十一日）に従い、大括り省庁内における人材管理の一括化、人材情報の総合的管理、幹部職員昇任等に関する政府における総合調整、幹部職員等の計画的育成、省庁間移籍制度の新設、人事交流の一層の推進、退職後の人材活用システムの検討等を具体的に進めるべきである。

・中央省庁等改革基本法（平成十年六月十二日法律第百三号）

第五章 関連諸制度の改革との連携

第四十八条 政府は、中央省庁等改革が行政の組織及び運営を担う国家公務員に係る制度の改革を併せて推進することにより達成されるものであることにかんがみ、（中略）人材の一括管理のための仕組みの導入（中略）について、早期に具体的成果を得るよう、引き続き検討を行うものとする。

・中央省庁等改革の推進に関する方針（平成十一年四月二十七日・中央省庁等改革推進本部決定）

政府全体としての適材適所の人材活用を進めるため、本府省課長級以上の幹部職員及び課長に準ず

る幹部要員の人材情報についての総合的な管理システムである人材情報データベースを構築し、内閣官房及び各府省における人材登用、府省間人事交流の推進などに活用する。（中略）また、新たな府省内における人材管理の一括化（中略）等の措置について、その着実な推進を図る。

二 また、前掲の行政改革会議最終報告では、人材の「一括採用」について、一括管理システムの検討状況をも踏まえ、引き続き検討を進める必要があるとされているが、現在の検討状況如何。また、「一括採用」される国家公務員の範囲如何。

三 「公務員制度改革大綱」（平成十三年十二月二十五日閣議決定）では、「Ⅱ 新たな公務員制度の概要」として、「新人事制度の構築」が決定されている。そこでは、「新たに能力等級制度を導入」し、「能力や業績を適正に評価した上で、真に能力本位で適材適所の人事配置を推進する」とされている。ただ、この「能力」「業績」を、誰が、どのような基準で評価するかで、まったく異なる人事制度となりうる。そこで質問する。

1 誰が評価するのか。当該府省庁の人事担当か、所属課の課長か、あるいは当該府省庁外の第三者か。

一、二との関連で、「人材の一括管理システム」「一括採用」が導入された場合、政府内のどの部署の

誰が評価するのか。

2 どのような基準で評価するのか。これまで通り、いかに多くの予算を獲得し、新しい政策を立案し、法律を通じたか等で判断するのか、それとも、税金の無駄遣いを改め、関連部署を廃止し、人員を削減したかで判断するのか。その評価基準は誰にもわかる形で明示的に策定されるのか。

四 先に提出した私の「官僚の天下り禁止に関する質問主意書」に対する政府の答弁書（内閣衆質一六四第 二八三号）では、「各府省における国家公務員の再就職のあつせん、仲介等」を「企業、団体等からの要請に基づき職員に当該企業、団体等を再就職先として紹介すること等各府省がその職員の再就職について何らかの関与をすることをいう」と認識しているが、「企業、団体等からの要請」がない場合にも、各府省において「あつせん、仲介等」を行う天下りがあることを認めるか。

五 憲法第二十二條第一項が保障する「職業選択の自由」とは、前掲の答弁書では「自己の従事する職業を選択し、その職業を遂行する自由」をいうとされている。その当然の前提として、それは当該人の「自由な環境の下での自発的な意思」で「選択」「遂行」できる自由と考えて良いか。

六 前掲の答弁書では「あつせん、仲介等による国家公務員の再就職を禁止することは、職業選択の自由と

の関係や職員が在職中に培った経験や能力の有効な活用等の観点を考慮し、慎重に検討する必要がある」とされているが、「企業、団体等からの要請」がないのに、各府省から「天下りの受入を要請」し、結果的に「企業、団体等の承諾」を得て行われる天下りを禁止することまで、「職業選択の自由」に反すると考えるか。

真の意味で、退職する当該官僚の意思と、受け入れ先の企業、団体等の意思が個別に合致して転職する場合を許容すれば、少なくとも「職業選択の自由」に反することはないと考えるが、政府の見解如何。

七 前掲「公務員制度改革大綱」を受けて国会に提出されることになっている法案の現状、検討状況如何。いつ、どういう形で国会へ提出されるのか。

右質問する。